

Start

※このフローチャート以外にも必須条件があります ※6

若年世帯※1 又は 子育て世帯※2
である

No

若年世帯 又は 子育て世帯の
親世帯※3である

No

Yes

Yes

交付申請後に親世帯の持家に子世帯と親世帯が同居※4する予定である

No

Yes

登記上、親世帯が100%の持分となっている住宅である

No

Yes

工事完了後の住宅の床面積が100平方メートル以上である

No

Yes

「県が認める住宅支援策を実施する市町村」※5 内にある住宅である

No

Yes

工事完了後の住宅が耐震性を有している

No

Yes

持家型

補助率1/3 (上限50万円)

対象外

※1 若年世帯とは、**R8年4月1日時点**で配偶者との年齢合計が80歳以下の世帯です。※2 子育て世帯とは、**R8年4月1日時点**で18歳未満の子と同居している世帯
又は **交付申請時点**で妊娠している者がいる世帯です。※3 親世帯とは、若年世帯 又は 子育て世帯の世帯主 又は 配偶者の「直系尊属」がいる
世帯です。（「直系尊属」とは自分より上の世代の直系親族のことで、父母や祖父母などになります）※4 補助金の交付申請の時点で、若年世帯 または 子育て世帯の世帯主が、すでに親世帯の
持家に同居している場合や住民票が同一住所となっている場合は、補助金の対象になり
ません。※5 「県が認める住宅支援策を実施する市町村」は、令和8年度は **全市町村** になります。※6 その他の必須条件は以下のとおりです。詳細は要綱 又は この手引きをご確認ください。
・申請者は暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない
・これまでに同一の補助金を受けた事が無い
・補助対象工事に要する費用(税込)が30万円以上である
・県内事業者による工事である